

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年3月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600620号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600242号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月14日及び平成16年12月16日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成16年7月14日の標準賞与額については、27万5,000円を30万円に、平成16年12月16日の標準賞与額については、27万5,000円を31万円にする。

平成16年7月14日及び平成16年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月14日及び平成16年12月16日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成10年11月1日から平成17年10月26日まで
② 平成16年7月14日
③ 平成16年12月16日

請求期間①について、A社に係る標準報酬月額は一律20万円とされており、実際に支給されていた給与額と比べ低額となっているため、当該給与額に見合う標準報酬月額が保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

また、請求期間②及び③について、A社から実際に支給されていた賞与額は、現在、国に記録されている標準賞与額(27万5,000円)より高額であったにもかかわらず、当該賞与額に見合う標準賞与額は、保険給付に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。実際に支給されていた賞与額が保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②及び③について、請求者の当該期間に係る標準賞与額は、いずれもオンライン記録において27万5,000円と記録されているものの、A社から提出された賞与に係る給料台帳により、請求者は、賞与（請求期間②は30万円、請求期間③は31万円）を事業主により支給され、当該賞与から標準賞与額（請求期間②は30万円、請求期間③は31万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③に係る請求者の訂正後の厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者は、標準報酬月額が相違しているとして訂正請求しているが、このうち、平成12年4月から平成17年9月までの期間については、A社から提出された賃金台帳又は請求者から提出された給与明細書により、請求者が受けていた給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を上回ることが認められる。

しかしながら、当該期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と比べ同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成10年11月から平成12年3月までの期間については、請求者の主張する給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600680号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600243号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月31日は55万円、平成15年12月26日は4万3,000円、平成16年7月30日は46万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日、平成15年12月26日及び平成16年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月31日、平成15年12月26日及び平成16年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月26日
③ 平成16年7月30日

A社から賞与が支給されていたが、請求期間①から③までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された流動性預金取引履歴明細票及び同僚が所持する賞与明細書から、請求者は、当該期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までに係る標準賞与額については、流動性預金取引履歴明細票に記載されている振込額及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間①は55万円、請求期間②は4万3,000円、請求期間③は46万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、請求期間①から③までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。